

◆ 用語解説（五十音順）

① 栄養塩

窒素やリン、ケイ素など、植物が正常な生活を営むのに必要な無機塩類のことで、植物の生長・増殖に深くかかわっている物質です。海の生態系を支える重要なもので、上流域の森林や草原などから流れ出し、河川を通して海に運ばれます。

p. 5、8、21、30、50、61、77

② 環境と開発に関する国連会議（地球サミット）

地球環境問題に関する世界的な関心の高まりを背景として、平成4年(1992年)に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて、持続可能な開発の実現のために環境と開発を統合することを目的として開催された会議です。持続可能な開発に関する人類の権利、自然との調和、現在と将来の世代に公平な開発、グローバルパートナーシップの実現等を規定している「環境と開発に関するリオ宣言」や環境と開発の統合のための21世紀に向けた具体的な行動計画となる「アジェンダ21」、森林の多様な機能の維持と利用のための原則をうたった「森林原則声明」が採択されました。また、気候変動枠組条約と生物多様性条約への署名が行われました。

p. 5、16、18

③ 指定希少野生動植物

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」によって指定されている、特に絶滅のおそれがあるために保護を図る必要がある野生の動植物です。指定希少野生動植物は、県内全域で捕獲、採取、殺傷、損傷が禁止されています。

p. 69

④ 硝酸性窒素

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を総称して「硝酸性窒素」といいます。硝酸イオンや亜硝酸イオンの窒素に注目した呼び方です。平成11年(1999年)に地下水の環境基準に追加され、地下水質の監視が継続して行われています。高濃度の硝酸性窒素を含む水を摂取すると、主に乳児を中心として、血液の酸素運搬機能が低下し、メトヘモグロビン血症を引き起こします。

p. 33、54、56、85、96、117

⑤ 特定外来生物

生態系、農林水産業、人の生命・身体に係る被害を防止するために、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づいて指定され、

生きたものの輸入や飼育・栽培・保管及び運搬、野外への放出などが原則として禁止されている外来生物のことです。

p. 18、42、43、44、77、87、88、89、92、93、121

⑥ 特定植物群落

環境省の自然環境保全基礎調査によって選定された、原生林、社寺林、郷土景観を代表する群落など、学術上重要あるいは、保護を必要とする植物群落です。詳しくは資料 19、資料 20 をご覧ください。

p. 67

⑦ 日本の重要湿地 500

環境省が湿地保全施策の基礎資料を得るため、生物多様性保全の観点から選定した 500 箇所の重要な湿地です。詳しくは資料 14、資料 15 をご覧ください。

p. 75、79

⑧ ヒートアイランド

都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことで、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれています。都市の緑地や水面が減少したことや、コンクリート建築物が夜間に熱を放出すること、建築物による風の弱まり、人間活動で生じた熱などの影響によるものと考えられています。

p. 9、23

⑨ 保安林

水源のかん養や、土砂の崩壊、生活環境の保全など、特定の共益目的を達成するために指定されている森林で、それぞれの目的に沿った森林機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている森林です。詳しくは資料 8 をご覧ください。

p. 67、69、73

⑩ 保護上重要な地域

生物多様性の保全を考えるうえで、種の集合体及び現実の生息生育実態の場としての植物群落や動物の生息地を保護することは非常に重要であることから、熊本県のレッドリストで選定されている保護上重要な植物群落と、動物の生息地（ハビタット）です。詳しくは資料 16、資料 17、資料 18 をご覧ください。

p. 69、75、77、79

⑪ 保護林

原生的な森林生態系の維持、動植物の保護、遺伝子資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林です。

p. 67

⑫ モニタリングサイト 1000

基礎的な環境情報の収集を長期にわたって継続し、日本の自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握するために、環境省が日本列島の多様な生態系のそれぞれについて1000ヶ所程度にモニタリングサイトを設置して行われている調査です。大学、研究機関、専門家、地域のNPO、ボランティアなどと連携して調査が行われています。

p. 67、70

⑬ ラムサール条約

イランのラムサールという都市で採択された、湿地に関する条約です。開催地になみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。条約では、特に水鳥に注目し、その生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全と湿地の賢明な利用を行うことを目的としています。

条約で定められた国際的な基準に従って指定し、条約事務局へ通知することにより、指定された湿地は「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録されます。これが「ラムサール条約湿地」です。日本では平成28年（2016年）3月現在50箇所が指定されています。

p. 61

⑭ レッドリスト・レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物のリストをレッドリスト、それら生物の生息状況などをとりまとめ編纂した本をレッドデータブックといいます。世界的には国際自然保護連合（IUCN）がレッドリストを作成していますが、日本では環境省が中心となり、各都道府県や市町村が作成を行っています。作成されたレッドリストやレッドデータブックは、絶滅のおそれのある野生動植物の保護・保全を進めていくための基礎的な資料として、広く活用されています。

p. 11、20、42、44、61、69、73、75、77、79、106、127

